

ID: 47

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	販売行為等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市田無総合福祉センター条例 第20条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第96号		
【根拠条文】 (販売行為等の禁止) 第20条 何人も田無総合福祉センター及びその敷地内において、物品の販売行為等をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日